

# 弓道ながの

第54号

発行：長野県弓道連盟  
会長 外蘭公毅  
〒399-4117  
駒ヶ根市赤穂10214-4  
TEL0265(83)5206  
編集：県弓連報部  
印刷：県成進社

## 巻頭言

### 弓道と居合道

長野県弓道連盟副会長 山浦 博



私が弓道と出会ったのは、まぶこ国体が開催された昭和五十三年の十月でした。しかし、当時の私は

居合道に強い関心を持ち、永い間居合の師範を捜していました。県外など遠方には多くの流派、指導者は居ましたが、残念なことには近辺では居合の手掛かりは全く見付かりませんでした。そんな折職場の同僚から弓道への誘いを受けました。居合の望みは粗断たれていましたので同じ武道だからと軽い気持ちで同僚の指導を受けることにしました。研究室に巻藁を置き一日百射と決め弓三昧の日々が続きました。御蔭様で翌年三月に初段を戴

きその頃には弓道に対する関心や魅力にひきつけられていました。この魅力的な武道を是非生徒にも体験して欲しいと、自分のクラス女子二名とその友人二名を誘い同好会を作り直ちに活動を開始。その数年後班員が急増し程無く班に昇格しました。さて、もう一方の標題「居合道」ですが、私が弓道を始めて丁度十年後の昭和六十三年、偶然知人から町内に高齢ではあるが居合の師範が居ると伝え聞き、居ても立っても居られず早々に先生の御宅へ伺いました。すると先生は私を快く迎え入れ先生最後の弟子として即日の入門を許して下さいました。そして模擬刀をお借りし早速稽古。残暑の九月下旬のこ

立ち寄り流儀の作法、抜刀法など厳しい稽古が続きました。流儀は「天真正傳香取神道流」(開祖、飯篠長威斎伊賀守は、百一歳まで長生きしたとも言われ、武芸十八般を具備し、新当流や江戸期に隆盛を極めた新陰流、一羽流、天流、自源流、天然理心流など多くの流儀の母体となり、六百有余年の歴史を有す由緒深き流派です。幾多の俊傑の剣士、軍師を輩出。日本古流武術の源泉です)。

さて、「弓道ながの」の紙面で何故居合道かと疑義を持たれたかと思えます。しかし、私の中で弓道と居合道とは切っても切れない繋がりが有ります。その一つは、昭和五十七年に弓道四段を取得して以来、受審が億劫になり七年の間審査を受けな

いでいました。それが、松代での居合道審査を機に居合稽古の傍ら続けていた自分の弓道の力量は如何なものか試してみたい衝動に駆られ、平成元年に五段、八年に教士を授与される大きな原動力となったのです。そして二つ目の理由としては、居合の「抜きつけ」が私の「離れ」に多大な変化を齎した事です。それは居合の生命ともいわれる抜きつけの柄手、鞘手が充分な威力を發揮するには左右の手の動き、働きが一体とならなければ決



北信越指導者育成講習会報告

北信越地区指導者育成講習会に参加して

塩尻支部 鎌士五段 伊藤 公二

五月二十三日から二十四日にかけて、福

井県立武道館弓道場にて標記の講習が開  
催され、長野県から七名の受講生が参加  
しました。講師は、飯島正大範士(主任  
講師)、久保田清範士がつとめられました。

初日は、礼記射義・射法訓の唱和の  
後、主任講師である飯島先生を射手に  
福井県、新潟県の受講生を介添にした  
矢渡が行われました。その後、受講生  
が一手行射を行い、久保田先生より受  
講生ひとりひとりに講評を頂き、飯島  
先生からは全体的な総評として、

- ・基本通りに行う事。
- ・弓夫妻手を均等に押し引きする事。
- ・手の内は働いているか。
- ・三重十文字の崩れ。

についてご指摘を頂きました。午後は、  
飯島先生より、平成二十七年の指導方  
針についての講話をして頂きました。  
内容としては、教本・副読本に基づく  
基本を守る事。(基本体、射法射技の基本)

① 歩き方

足が流れないよう腰を入れて歩く  
事。右に向きを変える場合、左踵  
から右足が出る事。

② 開き足

腰を切った後、しっかりと膝をか  
ぶせ、膝を床から浮かさないよう  
に向きを変える。腰がおりるから  
回れる。

③ 胴造り

弓の本弮を内側に入れず、左膝頭  
に置く事。

④ 正しいねらいの確認

正しく引いて正しく離れば中る。  
その他、矢羽根の取り扱いについて  
需要が無くなれば、密猟は無くな  
る。鳥の幼鳥期、成鳥期により矢羽  
根の呼び名が変わるので注意をする。



審査規定について

段位に応じた目安があるとの事。  
以上が講話の概ねの内容です。

講話の後、基本体・介添について受  
講生四名ずつでのグループワークとな  
り、先生方に御教示頂きながらの実習と  
なりました。その後、一手行射の内容を基  
に個々に指導を頂きました。全体的に、  
大三への移行の際の三重十文字の崩れ  
や、手の内の作り方について指摘を受け  
る受講生が多いように感じました。他の  
受講生への指導内容を拝聴していて、  
それぞれに違う言いまわしで指導をし  
ていました。開講式の際、飯島先生は  
「言いまわしや声色により受け入れ方  
が変わる」とおっしゃっていました。が、  
その言葉の通り受講生ひとりひとりが  
指摘頂いた内容を受け、熱心に受講し  
ていました。



二日目は、飯島先生、受講生による  
一つの射礼の後、射礼研修(持的射礼、  
一つの射礼)となりました。研修では、  
本座・射位への進退について、息合  
いに合わせて行う事。本座への後退は、  
正しく本座に着く事。など調和の美に  
ついて御教示頂きました。

今回の講習会は、常に基本に重点を  
置き、基本に忠実に行為れ、改めて基  
本の重要性、大切さを再認識する事が  
出来ました。



祝新・範士誕生

杉田博先生(松本支部)が五月八日に  
開催された審議会において、審議の  
結果、範士にご昇格されました。  
詳細は次号にて!

**祝**

**全日本選手権につづき京都大会でも日本一**

**二年ぶり二度目の京都大会優勝**

飯伊支部 錬士六段 平澤 敏弘

五月二・三日、京都で開催されました、第66回全日本弓道大会(京都大会)錬士の部で優勝し、日本一となりました。この京都大会は一昨年にも優勝しており、二年ぶり二度目の優勝となりました。

一昨年までは、夫婦二人で京都観光を兼ねて試合へ出場していましたが、今年には長男が一歳間近となり、ある程度の遠出も出来るようになりましたので、親子三人で京都旅行へ行くことにしました。試合当日は例年のように朝三時に起き、眠さや戦いながら車を運転して試合会場へ向かいました。京都大会は射詰形式の試合で、一本でも外せば試合終了となってしま

まうので、欲を出さず日頃の練習通りの弓を堂々と引こうと決めて試合に臨みました。しかし、いざ本番になると欲が出て、これまでの練習とは全く違う射となってしまいました。昨年の全日本選手権で優勝し天皇盃を拝受して以来、天皇盃に



恥じない弓を引こうと自分の射を根本から見直し、基本を徹底的に練習して今回の試合に臨んだつもりでしたが、自分自身との闘いには完全に負けて本当に情けない弓を引いてしまったと反省しています。

ただ射の内容は兎も角、試合は最後の一人になるまで中て続けて優勝出来たことはとても嬉しかったです。一昨年優勝した時は、残り二人になってからお互いが中て続けて、八寸的が何本か続き激闘を制した感じでしたが、今回は尺二的を四本終えた時点で残り二十人弱。八寸的一本目で半分になり、二本目で更に半分になり、四本目で私



だけが中り、気が付いたら優勝が決まっていた感じでしたので運も良かったと思います。また射詰の待ち時間には、いつも通りストレッチをしたりチョコレートを食べたりして緊張を解し、試合に集中出来たことも良かったと思います。

今回の大会は、長野県弓道連会長に外薮先生が就任して初めての全国大会となった訳ですが、新体制での初戦を最高の結果でスタート出来たことは、とても良かったと思います。この勢いそのまま、昨年は予選で敗退している国体でのリベンジと、全日本選手権二連覇を目指して更に精進したいと思います。

## 弓道合宿予約随時受付中!

### 野辺山洗心弓道場

近的道場 18人立1ヶ所 (床暖房完備)  
12人立2ヶ所  
遠的道場 1ヶ所

### 帝産ロッチ

〒384-1305  
長野県南佐久郡南牧村野辺山1003  
HP: <http://www.teisanlodge.com/>  
ご予約・お問い合わせは 0267-98-2861

### 矢羽の使用に関する準則の運用マニュアルについて

— トレーサビリティ証明書の作成 —

長野県弓道連盟会長 外蘭 公毅

矢羽については、「使用に関する準則」が制定され、それに基づき「運用マニュアル」が作られました。使用する矢羽が適正なルートで入手されているかを示す証明書(トレーサビリティ証明書)を作成し、その携帯を義務付けています。

矢羽の「違法な取引」に端を発した一連の問題も運用マニュアルが作成され、六月末までを準備期間とし、七月から適用ということで一応の収束を見るのかと思っております。しかし五月二十六日全弓連より範士、教士対象に再度「矢羽の授受に関する質問」が配布され、回答を求められています。かなり厳しい内容になっており、弓道連盟の存続に関わる重大な事態として捉え、不正の根絶、再発防止に向けて徹底的に取り組むという姿勢が窺えました。

「矢羽の適正入手証明書(トレーサビリティ証明書)」を作成するのは、実際矢羽を持っている本人が自主的に作成するものであり、自分の持っている矢羽の入手ルートを的確にしておくものです。その証明書を全弓連なり県弓連に提出するといふものではありません。あくまでも個人管理であり、自分で書いて、その矢羽が「種の保存法」、「鳥獣保護法」

などの法令遵守の対象であるという認識、自覚、意識を持ってもらうというのが第一義です。

証明書の内容により、直ちに使用を禁止したり、罰則を与えるものではありません。

作成する対象者は、日本弓道を修練しているすべての人であり、高校生、大学生も例外ではありません。

証明書作成に当たっては同時掲載の準則及び運用マニュアルを再度確認していただき適正に記載してください。また県弓連ホームページに全弓連から配信された「矢羽の種類(写真付)」を掲載する予定でございますので参考にしてください。

### 矢羽の使用に関する準則

全日本弓道連盟

#### 第1条 目的

本準則は、日本古来から使用されてきた矢羽の取り扱いに関し、矢羽に関する国内法である「種の保存法」及び国際法である「ワシントン条約」等で規制される希少動物を保護することを目的とし、以下の三原則に基づき、矢羽の適正な使用について定める。

- (1) 法令及び規制事項(法規制等)の順守
- (2) 自然保護及び自然との共生
- (3) 弓道の伝統文化及び財産権の保護

#### 第2条 適用

本準則は、公益財団法人全日本弓道連盟(以下、「連盟」という。)及び加盟団体(以下、「加盟団体」という。)並びにそれらの役員、会員の全てに適用する。

#### 第3条 責任及び権限

連盟は、第1条に定める目的の三原則を全ての加盟団体及び役員、会員に周知し順守させるための責任と権限を有する。また、加盟団体及び役員、会員は本準則を順守することは当然のこととして、矢羽に関する法律を含むあらゆる法令及び規制事項を順守しなければならない。

法令及び規制事項を順守する責任は、役員、会員個人にあることを自覚しなければならない。一方、役員、会員個人の財産権は憲法のもとで保障されなければならない。

#### 第4条 内容

##### 1 法令及び規制事項順守に関する準則

矢羽に関する国内法である「種の保存法」及び国際法である「ワシントン条約」等で規制される希少動物保護に関し、違法な行為があつてはならない。

法令及び規制事項の順守に関する周知のための教育、訓練及び自覚と法令及び規制事項順守の証明のために、本準則の適用される加盟団体及び役員、会員は、以下に定める運用を順守しなければならない。

- (1) 連盟は、本準則を含む法令及び規制事項等について、定期的、役員、会員に自覚教育を実施しなければならない。
- (2) 連盟は、本準則を含む法規制等が順守されているかについて、会長が指名する委員により組織され、本連盟とは独立した権限を有する監査委員により、定期的な監査を実施しなければならない。監査委員は、その結果を会長に報告し、問題ある場合、連盟は、しかるべき是正処置(再発防止策)をとらなければならない。
- (3) 矢羽に関する法規制である「種の保存法」及び「ワシントン条約」で規制される希少動物の羽根の加工品に該当の恐れのある矢羽を購入又は譲り受ける者は、それらの矢羽を適正に入手した証拠(トレーサビリティ)を確認しなければならない。

(4) 矢羽に関する法規制である「種の保存法」及び「ワシントン条約」で規制される希少動物の羽根の加工品に該当の恐れのある矢羽を使用する者は、その矢羽が適正に入手された証拠(トレーサビリティ)を示すために、別に定めるところに従い、「矢羽の適正入手証明書(トレーサビリティ証明書)」を作成し、連盟及び加盟団体が所管する競技会及び審査会においてその矢羽を使用する場合は、これを常に携帯しなければならない。「矢羽の適正入手証明書(トレーサビリティ証明書)」に記入すべき猛禽類の種類については、図1において定めるものとする。

##### 2 自然保護及び自然との共生に関する準則

本準則の適用される加盟団体及び役員、会員は、自然保護、自然との共生の理念のもと、行政、自然保護団体等と協力して自然保護に努めなければならない。

連盟は、それぞれの分野に関係する企業及び団体と協力して、希少動物保護のための施策、及び、希少動物の矢羽に代わる矢羽の開発を進めなければならない。

##### 3 弓道の伝統文化及び財産権の保護に関する準則

弓道の伝統文化を継承・発展させるとともに、憲法で認められた個人の財産権は尊重されなければならない。法令及び規制事項等に抵触しない適正に入手された矢羽の販売及び譲渡は、本準則に従い適正に行わなければならない。

第5条 賞罰規定

本準則に従い、希少動物保護に貢献のあった団体及び個人を表彰することができる。また、本準則に違反した加盟団体及び役員、会員は、懲戒規程に従い、処罰されなければならない。

第6条 その他

1 準則改訂について

法規制が見直されるなど、本準則の改訂が必要となった場合は、会長が指名する委員により組織する「矢羽の使用に関する準則委員会」により、改訂案を作成させ、会長の承認を経て理事会で決定する。

2 施行日

本準則の施行日は、平成二十七年一月二十六日とする。なお、第4条第1項については、平成二十七年六月三十日までを周知準備期間とし、平成二十七年七月二日より適用とする。

「矢羽の適正入手証明書(トレーサビリティ証明書)」に記入すべき猛禽類の種類

「矢羽の適正入手証明書(トレーサビリティ証明書)」には、以下の和名に該当する猛禽類について、記入すべきものとする。

- (1) オオタカ(大鷹)
- (2) イヌワシ(犬鷲)
- (3) オガサワラノスリ(小笠原鷲)
- (4) カムリワシ(冠鷲)
- (5) クマタカ(熊鷹)

Ⅰ

羽根の使用等に関する早見表

鳥の種類	学名	現在個人的に保有するものを継続すること	競技会や審査会で使用すること	他人に譲渡することと他人から譲受すること
国内のオオタカ(大鷹)	Accipiter gentilis fjiyamae	○	○	×
輸入のオオタカ(大鷹)		○	○	○
国内のイヌワシ(犬鷲)	Aquila chrysaetos japonica	○	○	×
輸入のイヌワシ(犬鷲)		○	○	○
オガサワラノスリ(小笠原鷲)	Buteo japonicus toyoshimai	○	○	×
国内のオジロワシ(尾白鷲)	Haliaeetus albicilla albicilla	○	×	×
輸入のオジロワシ(尾白鷲)	Haliaeetus albicilla groenlandicus	○	×	×
国内のオオワシ(大鷲)	Haliaeetus pelagicus pelagicus	○	×	×
輸入のオオワシ(大鷲)		○	×	×
国内のカムリワシ(冠鷲)	Spilornis cheela perplexus	○	○	×
輸入のカムリワシ(冠鷲)		○	○	○
国内のクマタカ(熊鷹)	Spizaetus nipalensis orientalis	○	○	×
輸入のクマタカ(熊鷹)		○	○	○

※「競技会や審査会で使用すること」が可の種類については、「矢羽の適正入手証明書(トレーサビリティ証明書)」への記載により、使用することができる  
 ※上表に記した以外の鳥の羽根は、証明書への記載は不要。(保有、使用、譲渡・譲受とも可)

【矢羽の適正入手証明書(トレーサビリティ証明書)】

ID	所属地連	称号・役位	ふりがな 氏名
----	------	-------	------------

  

No.	矢羽番号	矢羽の種類	一般名称	本数(枚数)	入手先	入手年月	備考欄	
							譲渡先又は廃棄	譲渡(廃棄)年月日
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

【矢羽の適正入手証明書(トレーサビリティ証明書)】  
見本

※準則の運用に関し、各地連の担当者にお集まりいただき説明会を開催する計画です。おって準則ほか関係資料を全弓連HPに掲載し、矢羽の適正入手証明書はインターネット上から取得いただく予定です。

矢羽の使用に関する準則の運用マニュアル

平成二十七年四月三十日版  
全日本弓道連盟

1. 本準則制定の趣旨について

種の保存法を管轄する環境省によれば、現在保有している羽根については、種の保存法に該当する場合であっても、入手の時期を問わず、これを使用することについては問題がない。一方、入手の時期を問わず、種の保存法に該当する羽根を譲渡、譲受、販売などすることは、法により禁止されている。

ただし、オジロワシについては、国際的にはワシントン条約においても特に厳しい規制がなされ、種の保存法においても、国内種・国外種を問わず、授受が禁止されているため、弓道関係者において需要が生じると密猟や密輸などの違法な入手行為を誘発する危険性が懸念される状況にある。また、オオワシについては、昨年の調査委員会の調査によつて密猟による矢羽の流通が確認されており、これを根絶する必要性が高い状況にあった。このた

め、理事会の決議により、オオワシとオジロワシについては、大会等において使用しないことが決定され、本準則が策定されたものである。

このように、本準則は、「矢羽の適正入手証明書(トレーサビリティ証明書)」の作成と携行を通じて、弓道関係者が保有する矢羽の入手経路等を明確にし、各自が法令順守の意識を再認識して行動することにより、違法な方法で入手された矢羽を流通の場から排除し、もって密猟や密輸等の行為の根絶につなげることを目的としている。

2. 本準則の運用における基本的な考え方について

・本準則は、第1条に定めるとおり、自然保護・伝統文化保護との調和を図りつつ法令の遵守を徹底することを目的とするものである。ここでは、本準則の適用により、違法性のある矢羽を使用してはけないという意識を弓道関係者に周知・徹底することが第一義的な目的であり、使用者を処分することを本旨とするものではない。(なお、昨年、違法な矢羽の取引に関連したことによつて倫理委員会による処分を受けた者があるが、これは調査の結果として取引への関与の仕方や程度において重大な問題があったことが判明したことによるものであり、違法な疑いのある矢羽を保有・使用・購入等したことを理由に直ちに処分の対象となるものではない。本準則は、そのような処分を目的とするものではない。)

また、現時点の運用においては、地連においても「矢羽の適正入手証明書(トレーサビリティ証明書)」の携行を確認することにより、各自が自らの使用する矢羽の種類について自覚し確認をするとともに、

法令順守に向けた自らの責任について再認識することも目的の一つである。

将来的には、密猟や密輸による矢羽等の違法性のある矢羽を完全に根絶することを最終的な目標とするものであるが、現時点の運用においては、上記のように、法令順守に関する意識や責任につき弓道関係者の自覚を促すことが主目的であり、違反者の処分が目的ではないため、すべての局面において、段階的指導を基本とした緩やかな運用がなされるべきものである。

3. 本準則が適用される審査・競技会について

・本準則は、全日本弓道連盟及びその構成員たる地連(加盟団体)及び支部等が主催する審査・競技会・講習会等すべてに適用される。

・本準則の適用範囲には、上記の行事における矢渡、射礼も含まれる。

4. 本準則における「会員」の考え方について

・本準則は、全日本弓道連盟の加盟団体のすべての会員を対象とする。加盟団体(地連)の会員は全日本弓道連盟の直接の会員ではないが、本準則の目的である法令の順守等を達成し本準則を有効に機能させるためには、すべての弓道関係者の協力が必要不可欠であることから、本準則においては、加盟団体(地連)の会員のすべてについて、本準則を守るべき「会員」として運用する。

5. 周知・指導について

・会員への直接の指導は地連及び連合会が行うものとし、審査・競技会・講習会などにおける開会式等を利用して、本準則

の目的、意義等を説明するものとする。

6. トレーサビリティ証明書について

・「矢羽の適正入手証明書(トレーサビリティ証明書)」は、本準則の規定に該当する矢羽の保有者が自主的に作成し携行するものであり、全日本弓道連盟や地連に対して提出すべきものではなく、何らかの機関や組織により証明や登録がなされるものでもない。(証明書は、使用する矢羽が違法か適法かを証明する等のものではなく、使用者自らが、使用する矢羽の出所を証明(申告)する書類である。)

・証明書への記載は、矢の入手ごとに、羽根の種類ごとに分けて、本数を記載する。

・入手元の記載については、原則としては弓具店や個人の名称を記載するものとするが、過去に購入して入手元が分からなくなっている場合などは、空欄もしくはその旨を証明書に記載する。

・証明書を作成した後に入手した矢については、新しい矢を入手することに、追加で同様の記載を行う。

・矢羽番号については、保有者が適宜付するものでよい。(必ずしも古い物から順番に番号を付す等の必要はない。)

・証明書には、自ら確認の便宜等のために裏面に写真を貼付するなどしても構わないが、必ずしも写真を添付する必要はない。

・証明書はコピーでも構わない。各自が携行しやすく、監査委員及び補佐員が確認しやすい形状や方法で携行すればよいものとする。

8. 監査委員及び補佐員による監査について

・監査委員及び補佐員は、本準則の規定に該当する矢羽が使用される際に、「矢羽の適正入手証明書(トレーサビリティ証明書)」の携行を確認する。ただし、確認の方法は、弓具審判とは異なり、該当すると思われる矢羽に気付いた時に、随時実施するものとする。

・上記のとおり、監査委員及び補佐員の任務は弓具審判とは別の任務となるため、両者を兼務しても構わないが、兼務にあたっては、趣旨が違ふことを十分に理解して対応してもらふ必要がある。

・本準則の趣旨に鑑み、現時点における監査委員及び補佐員による監査は、違反者を発見することを目的とするのではなく、証明書の記入と携行が遵守されていることを確認する程度のものに留めてよい。

・監査委員又は補佐員が違反者を発見した場合でも、まずは緩やかな口頭での注意を行うなどの方法により、次回から準則を守ってもらうよう指導する。同一人に対して複数回の注意をしても改まらない場合には、監査委員又は補佐員より中央競技団体に報告をし、善後策を考える。

・矢羽に使用されている鳥の種類が分からないなどの場合には、直ちにその矢羽の使用を排除するのではなく、弓具商の協力を得て確認してもらふように指導を行う。

以上

7. 監査委員及び補佐員について

・監査委員は、全日本弓道連盟会長が任命する。

・監査委員の任務を補佐するため、各地連に補佐員を置くものとする。補佐員は

# 弓仲間紹介

## 子どもたちと弓道体験

木曾支部 四段 奥谷 俊和

木祖村弓道場は平成八年に同村菅から移転し建設されました。木曾川の源に位置するこの道場は「源流館」といいます。六人立の道場で村の社会体育館と隣接し、広いスペースで大会などを行う事ができます。木祖村弓道部員は現在十二名。老若男女幅広い世代で活動しています。



七月には木曾郡弓道大会がここ源流館で開催され、木曾支部弓道部員、地元の高校生らが参加し、射を競い合います。八月には木祖村と友好姉妹提携を結んでいる愛知県日進市の弓道部員との交流射会を行っています。毎年、土川先生にもご参加いただき、ご指導いただいています。また数年前まで、木祖村少年弓道

会があり、小中学生が月曜日と木曜日に分かれて練習をしていましたが部員減少もあり、一時休止となっていました。そんな事もあり、村内の子どもたちを対象にした、すくすく弓道体験という催しを昨年から実施しています。子どもたち、その保護者らが多数参加し普段触れることがない弓や矢には興味があるようです。

子どもでも安土まで矢が届くよう、できるだけ近い距離から矢を放ちます。的に当たると、ポイントと言いういい音がして子どもも大人も笑みがこぼれ、夢中になってやっています。

村内の方々の中にも、弓道をやってみたくてもなかなかきつかけがなく、始められないようです。昨年度この弓道教室に参加していたいただいた保護者の中で、二名の方が弓道部員に加わっていただきました。それきっかけに数名の新規会員が増え、楽しく練習をしています。今後活動していく中で、弓仲間が増えていくことを願っています。

# 私と弓道

長野支部 錬士六段 高畑 正之

上田染谷丘高校に異動した折に、弓道班の顧問になりました。支部長の今井先生のお宅に異動の挨拶に伺った所、今井先生に「あ、そう。弓道は未経験か、五月から弓道教室が始まるので参加するように」と言われたのが、弓道を始めたきっかけでした。

弓も握ったことのない者が、生徒の指導などできるはずありませんが、幸いにも、上田市弓道協会の清水先生・今井先生をはじめとする諸先生方にお助けいただくことができました。

特に、土屋巖先生には学校までおいでいただき、桜吹雪や紅葉の舞い散る中でご指導いただきました。先生のお人柄もあり、生徒の射技・体配が格段に進歩しました。諸先生方には今でも感謝申し上げます。

また、弓道を始めて間もない頃、東信の教職員講習会に参加した折に、講師の先生から、「おまえは大丈夫だ」と言われたことを覚えています。何が「大丈夫」なのか未だによくわかりませんが、私にとっては

忘れられない一言です。現在、長野西高校にお世話になっていますが、異動してみても、西校の弓道場は講習会の講師だった齋藤節朗先生のご尽力で建てられたことを知りました。改めて、有難いものと思います。

最後になりますが、最近生徒に言うことがワンパターンになってきました。正確に足踏み・胴造りを行う。それを基に背筋を伸ばし大三をしっかりと取る。会では、自分の形を確認したあと、伸びながら矢の方向を変えないように腹に入れて切りなさい。最初から最後まで立っていることを意識すること。細かいことより基本を大切にしよう。当たり前のことばかりですが、今後は、言うだけではなく、自分でも実践できるように努力して参りたいと思っております。



# 大会結果

## 御奉射大会

○平成27年3月17日(火)穂高神社弓道場  
参加人数・高校136名、一般39名、合計175名

### ■高校の部

#### ▲個人(6射)

- 1位 相馬 汐里(松商C) 6中
- 2位 石川 弦(豊科F) 6中
- 3位 久保田 耀(豊科R) 5中
- 4位 佐伯 凌(松商D) 5中
- 5位 伊藤 佑斗(豊科F) 5中

#### ▲団体(12射)

- 1位 松商C(赤津みなみ、相馬汐里、稲村夢香) 10中
- 2位 松商D(佐伯凌、河端悠平、中村謙介) 10中
- 3位 豊科F(石川弦、杉原拓朗、伊藤佑斗) 10中

### ■一般の部

#### ▲個人(6射)

- 1位 松井 幸彦(混成B) 6中
- 2位 小田切祐典(小諸・懐古) 5中
- 3位 吉岡 洋子(池田A) 5中
- 4位 広田 義照(菁莪館混成) 4中
- 5位 小池 君男(善光寺) 4中

#### ▲団体(12射)

- 1位 善光寺(長岡昌、笠井信夫、小池君男) 8中
- 2位 小諸・懐古(小田切祐典、小池瑞穂、栗林正直) 6中
- 3位 池田C(斉藤達子、下坂昌幸、宮本晴治) 6中

## 第30回塩尻市弓道大会

○平成27年3月22日(日)塩尻市弓道場  
参加人数・高校196名、一般22名、合計218名

### ▲個人の部(8射)

- 1位 中山 結貴(穂高商業A) 8中
- 2位 片田 真美(志学館E) 7中
- 3位 伊藤 佑斗(豊科D) 7中
- 4位 杉原 拓朗(豊科D) 7中
- 5位 織田めぐみ(木曽青峰女子A) 6中

### ▲団体の部(12射)

- 1位 蟻ヶ崎A(吉田和也、西澤美樹、二木彩華) 9中
- 2位 田川D(西澤早紀、中田真紀、濱野桃花) 8中
- 3位 チームM(関正幸、土屋文孝、丸山三夫) 8中

## 第11回中日本高等学校弓道大会

○平成27年3月21日(土)、22(日)

岐阜メモリアルセンター  
長良川弓道場

#### ▲男子団体の部(22日、的中制)

- 3位 岡谷工業高校
- ▲女子団体の部(22日、的中制)
- 2位 岡谷南高校

## 第14回東日本高等学校弓道大会

○平成27年3月28日(土)、29日(日)  
千葉県総合スポーツセンター  
体育館特設弓道場

### ▲女子団体の部(28日、5人制の部)

- 1位 屋代高校

## 長野県勤労者選手権大会兼 第62回全日本勤労者弓道選手権大会長野県予選会

○平成27年4月5日(日)  
茅野市運動公園弓道場

### ▲団体の部

- 1位 長野県教職員A(生田憲克、櫻井大然、加藤泰久)
- 2位 諏訪赤十字病院(内山寿美、若林香理、長沢雄太)
- 3位 塩尻市役所(宮原勝広、北原慶子、小嶋正則)

### ▲個人の部

- 1位 小嶋 正則(塩尻市役所)
- 2位 生田 憲克(長野県教職員A)
- 3位 久保田智恵(丁A長野厚生連)
- ▲技能優秀者  
宮原 勝広(塩尻市役所)

今回の結果、団体1位・2位が5月29日・31日岩手県奥州市水沢弓道場で開催される全国大会に出場することになりました。

## 第70回国民体育大会弓道競技 長野県成年二次選考会 通過選手

○平成27年4月4日(土)松本市弓道場  
○平成27年4月11日(土)須坂市弓道場  
▲少年男子8名

- 藤原 伊織(松商学園)
- 松澤 卓磨(伊那弥生ヶ丘)
- 伊藤 益瑠(伊那弥生ヶ丘)
- 松下 拓也(松川)
- 金子 夏暉(岡谷工業)
- 山下 光(上田東)
- 青木俊太郎(長野日大)
- 中山 廉(長野西)

### ▲少年女子11名

- 赤津みなみ(松商学園)
- 青柳 実結(松本美須々)
- 岡田 彩夏(松本美須々)
- 久保田 耀(豊科)
- 高野 悠(赤穂)
- 中島 冬萌(屋代)
- 寺本真理子(上田染谷丘)
- 友野 彩佳(野沢南)
- 松本 純佳(須坂)
- 米持 奈々(長野日大)
- 荒井 綾音(長野日大)

▲成年男子7名

- 本道 啓行(塩尻)
- 上野 曜(諏訪)
- 岩原 祐貴(諏訪)
- 市川 隆光(諏訪)
- 平澤 敏弘(飯伊)
- 小田切祐典(小諸)
- 清水 北登(佐久)

▲成年女子9名

- 原 深雪(諏訪)
- 川村 綾美(諏訪)
- 水田 明美(上伊那)
- 井原 寿恵(飯伊)
- 高地美佐子(上小)
- 竹花 葵(上小)
- 牧野ふみ江(佐久)
- 伊藤 梓(長野)
- 宮澤久美子(長野)

第37回善光寺弓道大会

○平成27年4月19日(日)

善光寺弓道場

参加人数・133名

▲個人の部(8射)

- 1位 小松 嵩明(信州大学A) 8中
- 2位 新津 一夫(長野玄武隊) 7中
- 3位 丸山 昇一(大北支部) 7中
- 4位 白澤 恒夫(長野玄武隊) 7中
- 5位 今野 雅隆(信州大学D) 7中

▲団体の部(32射)

- 1位 信州大学A(小越一寛、杉浦かなえ、金子実央、小松嵩明) 25中
- 2位 運動公園(塚本なお美、涌井和美、松下はるみ、甘利岩男) 20中
- 3位 長野玄武隊(佐藤正之、町田孝夫、白澤恒夫、新津一夫) 19中

第66回全日本男子弓道選手権大会 長野県予選会  
第48回全日本女子弓道選手権大会 長野県予選会

○平成27年4月26日(日)

松本市弓道場



▲北信越錬成大会(県代表選手男子)

- 1位 宮坂 博之(諏訪)
- 2位 新津 一夫(長鉄)
- 3位 押金 孝(上小)
- 4位 伊藤 公二(塩尻)
- 5位 亀岡 英司(南佐久)

▲北信越錬成大会(県代表選手女子)

- 1位 牧野ふみ江(南佐久)
- 2位 久保田智恵(長野)
- 3位 真関 志野(松本)
- 4位 宮島さおり(長野)
- 5位 高地美佐子(上小)

入賞されました男女各5名は7月26日、松本市弓道場で行われる北信越弓道錬成大会に県代表選手として参加いたします。

第63回飯田市民弓道大会

○平成27年4月29日(水)

飯田運動公園園宮飯田弓道場

参加人数・163名(高校生127名、一般36名)

■高校の部

▲個人男子

- 1位 玉置 之人(飯田A)
- 2位 大原 俊宏(飯田OIDE長姫A)
- 3位 代田 卓(下農A)
- 4位 後藤 航平(飯田A)
- 5位 林 凌永(下農A)

▲個人女子

- 1位 佐々木彩香(飯田女子B)
- 2位 中沢永美梨(飯田女子G)

3位 片桐優妃奈(飯田女子A)

- 4位 中村 莉那(下農C)
- 5位 中山 沙也(飯田D)

▲団体

- 1位 下農A(林凌永、林鴻、代田卓)
- 2位 飯田A(玉置之人、木沢哲志、後藤航平)
- 3位 飯田B(高橋海征、松澤創一郎、竹村知文)

■一般個人の部

- 1位 平澤 敏弘(豊丘)
- 2位 伊藤 和子(阿南)
- 3位 福澤 隆夫(松川)
- 4位 松枝 敏広(豊丘)
- 5位 井原 寿恵(豊丘)

第73回長野縣護國神社例大祭 奉納県下弓道大会

○平成27年4月29日(水)

長野縣護國神社弓道場

参加人数・一般66名男子39名女子27名、

高校140名男子72名女子68名、

合計206名(男子111名女子95名)

■高校の部

▲個人

- 1位 佐伯 凌(松商A) 7中
- 2位 相馬 汐里(松商C) 7中
- 3位 二木 彩華(松本蟻ヶ崎高校B) 7中
- 4位 大澤 宗晃(松商B) 7中
- 5位 上條 皓司(美須々男子A) 7中

▲団体

- 1位 松商C(赤津みなみ、相馬汐里、稲村夢香) 18中
- 2位 松商A(佐伯凌、藤原伊織、中村謙介) 18中
- 3位 松商B(中山宙、大澤宗晃、白沢真聖) 16中

■一般の部

▲個人

- 1位 瀧口 真央(信大A) 6中
- 2位 白田 岳大(信大B) 6中
- 3位 齋藤 利仁(信大A) 6中
- 4位 櫻井 宏樹(信大B) 6中
- 5位 関 正幸(チームM) 6中

▲団体

- 1位 信大A(保木野克海、齋藤利仁、瀧口真央) 17中
- 2位 信大B(白田岳大、水上和、櫻井宏樹) 17中
- 3位 いい天気(小越剛、高際和美、樋口浩昭) 16中

新佐久市誕生10周年記念  
第42回 佐久鯉まつり弓道大会

○平成27年5月5日(火)駒場公園弓道場  
参加人数・高校89名、一般104名、合計193名

▲一般個人の部(8射)

- 1位 小田切祐典(小諸支部) 8中
  - 2位 藤森千友貴(上小支部) 8中
  - 3位 岩原 祐貴(諏訪支部) 8中
- 新佐久市誕生10周年記念賞  
荒井 孝芳(長野支部) 6中

▲高校団体の部(24射)

- 1位 岩村田A(山本貴大、小澤隆史、中山大輔) 17中
- 2位 小海A(飯出海勢、小林千花、井出裕) 14中
- 3位 佐久長聖C(小澤慶仁、堀田凜、矢島健太郎) 14中

平成27年度 ねりんピック長野県大会兼  
全国大会長野県予選会

○平成27年5月23日(土)飯山市弓道場

▲長野県大会成績(参加者30名、12射)

- 1位 小池 正夫(諏訪) 9中
  - 2位 持田 武二(佐久) 9中
  - 3位 関 正幸(松本) 8中
- ▲全国大会(10月17~20日山口)出場  
長野県代表選手

選手 小池 正夫(諏訪)

選手 持田 武二(佐久)

選手 関 正幸(松本)

選手 荒木 義博(長野)

選手 児玉 正子(飯山)

補欠 湯澤 幸司(上伊那)

補欠 石井 隆子(上小)

第70回 国民体育大会 弓道競技  
長野県最終選考会

○平成27年6月13~14日 県営飯田弓道場

▲少年男子

- 金子 夏暉(岡谷工業)
- 青木俊太郎(長野日大)

伊藤 益留(伊那弥生ヶ丘)

松澤 卓磨(伊那弥生ヶ丘) (補)

▲少年女子

- 米持 奈々(長野日大)
- 青柳 実結(松本美須々)
- 中島 冬萌(屋代)
- 岡田 彩夏(松本美須々) (補)

▲成年男子

- 小田切祐典(小諸)
- 平澤 敏弘(飯伊)
- 清水 北登(佐久)
- 市川 隆光(諏訪) (補)

▲成年女子

- 井原 寿恵(飯伊)
- 牧野ふみ江(南佐久)
- 竹花 葵(上小)
- 宮澤久美子(長野) (補)

昇段昇格者

▽近畿地区「錬士臨時中央審査」

▽錬士の部平成27年5月6日

湯澤 秀雄(上伊那支部)

▽平成27年度推薦

▽範士の部平成27年5月8日

杉田 博(松本支部)

▽「東海地区」臨時中央審査

▽六段の部平成27年5月17日

荒井みさ江(中高支部)

牧野ふみ江(南佐久支部)

お詫び

「四年間ありがとうございました！」  
と、私も辞める筈だったのですが、今  
期又お世話になる事になり、「ひとりご  
と」の担当も回ってまいりました。  
この部分は各部員の持ち回りです。  
自分の順番はもうなさそうだと、完全  
に頭から無くなっていました。…電池  
切れです。書くことはそんなにキライ  
では無い筈ですのに。  
私は広報誌の主に編集作業を担当し  
ています。他の方より少し早く書いた  
ままの原稿を拝見いたします。手に取  
った原稿からは多くの感動を頂き、お  
勉強をさせて頂く機会を頂いてきたん  
だと、ネタを探して過去の誌面を見直  
し、改めてそう思いました。

生の原稿には書いて下さった方のお人柄が出てるように思います。新体制でのスタートにあたり、読んで下さる皆様に、その臨場感をお届け出来るよう精進せねばと私も気持ち新たに致しました。  
カメラと広報の腕章を持って、色々な場所にお邪魔致します。…いやがらずお写真撮らせてください！宜しくお願致します。

松本支部 中田美千

お詫び

「弓道なご」第53号3ページ目に掲載いたしました「平成27年度新体制発足」の記事において、理事小林克先生のお名前が欠落しておりました。関係各位に大変ご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。